

議案第 30 号

立川市行政手続条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

行政手続法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 70 号）の施行による。

立川市行政手続条例の一部を改正する条例

立川市行政手続条例（平成8年立川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

	改正後	改正前
目次	<p>第1章 総則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条～第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>　　第1節 通則（第12条～第14条）</p> <p>　　第2節 聴聞（第15条～第26条）</p> <p>　　第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条～第34条の2）</p> <p>第4章の2 処分等の求め（第34条の3）</p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>第6章 雜則（第36条）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 準則（第1条～第4条）</p> <p>第2章 申請に対する処分（第5条～第11条）</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>　　第1節 通則（第12条～第14条）</p> <p>　　第2節 聴聞（第15条～第26条）</p> <p>　　第3節 弁明の機会の付与（第27条～第29条）</p> <p>第4章 行政指導（第30条～第34条）</p> <p>第5章 届出（第35条）</p> <p>第6章 雜則（第36条）</p>

附則

（目的等）

第1条 この条例は、行政手続法（平成5年法律第88号。以下「法」という。）第46条の規定の趣旨にのっとり、処分、行政指導及び届出に関する手続に關し、共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって市民の権利利益の保護に資することを目的とする。

2

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

……略……

2

（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号

に定めるところによる。

- (1) 条例等 市の条例及び市長その他の執行機関の規則（規程を含む。以下「規則」という。）並びに市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 115 号）により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都知事その他の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (2) 条例等 市の条例及び市長その他の執行機関の規則（規程を含む。）並びに市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 115 号）により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都知事その他の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (3) 条例等 市の条例及び市長その他の執行機関の規則（規程を含む。）並びに市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 115 号）により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都知事その他の執行機関の規則をいう。
- (4) 処分 条例等に基づく市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。ただし、第 32 条及び第 33 条第 2 項においては、市長等の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。
- (5) 条例等 市の条例及び市長その他の執行機関の規則（規程を含む。）並びに市町村における東京都の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 107 号）及び東京都教育委員会の事務処理の特例に関する条例（平成 11 年東京都条例第 115 号）により市が処理することとされた事務について規定する東京都の条例及び東京都知事その他の執行機関の規則（規程を含む。）をいう。
- (6) 不利益処分 市長等が条例等に基づき、特定の者を名宛人とし、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次の一に該当するものを除く。
- ア イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分
- エ ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分
- (7) ~ (9) (適用除外)
- 第 3 条 処分又は行政指導で法第 3 条第 1 項各号に掲げるもののほか、次条から第 4 章の 2 までの規定までの規定は、適用しない。

は、適用しない。

- (1) 議会の議決によつてされる処分
- (2) 議会の議決を経て、又はその同意若しくは承認を得た上でされるべきものとされている処分
- (3) 地方税の犯則事件に関する法令（他の法令において準用する場合を含む。）に基づいて徴税吏員（他の法令の規定に基づいて当該職員の職務を行う者を含む。）がする処分及び行政指導
- (4) 市立学校において、教育の目的を達成するために、児童、生徒若しくは学生又はこれらの保護者に対する處分及び行政指導
- (5) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員に該当する市の職員又は市の職員であつた者に対してその職務又は身分に關してされる処分及び行政指導
- (6) 専ら人の学識技能に関する試験又は検定の結果についての処分
- (7) 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令及び条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名めて人とするものに限る。）及び行政指導
- (8) 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使其すべき権限を法律又は条例等直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
- (9) 報告又は物件の提出を命ずる処分その他の職務の遂行上必要な情報の収集を直接の目的としてされる処分及び行政指導
- (10) 第 15 条に規定する聴聞又は第 27 条に規定する弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導
- (11) 立川市補助金等交付規則（昭和 41 年立川市規則第 1 号）第 1 条に

- (1) 第 15 条に規定する聴聞又は第 27 条に規定する弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続において条例等に基づいてされる処分及び行政指導
- (2) 立川市補助金等交付規則（昭和 41 年立川市規則第 1 号）第 1 条に

規定する補助金等に係る交付の決定その他の処分

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(申請に対する審査及び応答)

第7条

2 市長等は、前項に規定する申請が次の各号の一に該当するときは、速やかに当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、相当の期間を定めて当該申請の訂正若しくは補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

(1)～(4)

(理由の提示)

第8条 市長等は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、当該処分の内容及び理由を書面により提示しなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容があつたときは、申請者の求めがあつたときにこれを提示すれば足りる。

(複数の市長等が関与する処分)

第11条 市長等は、申請の処理をするに当たり、他の市長等において同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもつて自

規定する補助金等に係る交付の決定その他の処分

(国の機関等に対する処分等の適用除外)

第4条 国の機関又は地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。

(審査の開始)

第7条

2 市長等は、前項に規定する申請が次の各号の一に該当するときは、速やかに当該申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、相当の期間を定めて当該申請の訂正若しくは補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等をしない旨の処分をしなければならない。

(1)～(4)

(理由の提示)

第8条 市長等は、申請により求められた許認可等をしない旨の処分をする場合は、申請者に対し、当該処分の内容及び理由を書面により提示しなければならない。ただし、条例等に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であつて、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容があつたときは、申請者の求めがあつたときにこれを提示すれば足りる。

(市長等が関与する複数の処分)

第11条 市長等は、申請の処理をするに当たり、同一の申請者からされた関連する申請が審査中であることをもつて自

された申請者がからされた関連する申請が審査中であることをもつて自

らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させるようなことをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の市長等が関与する場合には、当該複数の市長等は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次の一に該当するとき 聴聞

ア略.....

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ略.....

(2) 次の一に該当するときは、前項の規定は、適用しない。

2 次の各号の一に該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)略.....

(2) 条例等の規定上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 及び(4)略.....

をもつて自らすべき許認可等をするかどうかについての審査又は判断を殊更に遅延させることをしてはならない。

2 一の申請又は同一の申請者からされた相互に関連する複数の申請に対する処分について複数の市長等が関与する場合には、(法令に基づくものを含む。)に対する処分について複数の市の機関が関与する場合には、当該複数の市の機関は、必要に応じ、相互に連絡をとり、当該申請者からの説明の聴取を共同して行う等により審査の促進に努めるものとする。

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次の一に該当するとき 聴聞

ア略.....

イ アに規定するもののほか、名あて人の資格又は地位を直接にはく奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ略.....

(2) 次の一に該当するときは、前項の規定は、適用しない。

(1)略.....

(2) 条例等上必要とされる資格がなかったこと又は失われるに至ったことが判明した場合に必ずすることとされている不利益処分であって、その資格の不存在又は喪失の事実が裁判所の判決書又は決定書、一定の職に就いたことを証する当該任命権者の書類その他の客観的な資料により直接証明されたものをしようとするとき。

(3) 及び(4)略.....

(5) 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合は、その名宛人に対し、同時に当該不利益処分の理由を書面により提示しなければならない。ただし、当該理由を提示しないで処分をすべき差し迫った必要がある場合には、この限りでない。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、処分後相当の期間内に、同項に規定する理由を書面により提示しなければならない。

(1) 当該名宛人の所在が判明しなくなつたとき。

(2)略.....

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行いうべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4)略.....

2略.....

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がそ

(5) 当該不利益処分の性質上、それによつて課される義務の内容が著しく軽微なものであるため名宛人となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして規則で定める処分をしようとするとき。

(不利益処分の理由の提示)

第14条 市長等は、不利益処分をする場合は、その名宛人に対し、同時に当該不利益処分の理由を書面により提示しなければならない。ただし、差し迫った処分をする必要がある場合は、当該理由を提示しないで処分をすることができる。

2 市長等は、前項ただし書の場合においては、次の各号の一に該当する場合を除き、処分後相当の期間内に、同項に規定する理由を書面により提示しなければならない。

(1) 当該名宛人の所在が判明しなくなつたとき。
(2)略.....

(聴聞の通知の方式)

第15条 市長等は、聴聞を行うに当たつては、聴聞を行いうべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、し、次の各号に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)～(4)略.....

2略.....

3 市長等は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該市長等が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該市長等の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がそ

者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の規定による通知を受けた者は、(同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができる。

2 ~ 4

.....略.....

(聴聞の主宰)

第 19 条

.....略.....

2 次の各号の一に該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) ~ (3)

.....略.....

(4) 前 3 号に掲げる者であったもの

.....略.....

(5) 及び (6)

.....略.....

(続行期日の指定)

.....略.....

第 22 条

.....略.....

2

.....略.....

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人にに対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により通

の者に到達したものとみなす。

(代理人)

第 16 条 前条第 1 項の規定に基づく通知を受けた者は、(同条第 3 項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。) は、代理人を選任することができます。

2 ~ 4

.....略.....

(聴聞の主宰)

第 19 条

.....略.....

2 次の各号の一に該当する者は、聴聞を主宰することができない。

(1) ~ (3)

.....略.....

(4) 前 3 号に掲げる者であったもの

.....略.....

(5) 及び (6)

.....略.....

(続行期日の指定)

.....略.....

第 22 条

.....略.....

2

.....略.....

3 第 15 条第 3 項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第 3 項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から 2 週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人にに対する 2 回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

(弁明の機会の付与の通知の方式)

第 28 条 市長等は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次の各号に掲げる事項を書面により

知なければならない。	(1)～(3) (行政指導の方式)	通知しなければならない。 ……略……
第33条	第33条 (行政指導の方式)	……略……
2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次の各号に掲げる事項を示さなければならない。	(1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項 (2) 前号の条項に規定する要件 (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由	2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。
3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前2項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。	(1) 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導については、適用しない。 ……略……	3 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導については、適用しない。 ……略……
4 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導については、適用しない。 ……略……	(1) 前項に規定する書面を含む。) 又は電子的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。) によりその相手方に通知されている事項と同一の内容を求めるもの	4 前項の規定は、次の各号に掲げる行政指導については、適用しない。 ……略……
第34条	第34条 (行政指導の中止等の求め)	第34条 法令に違反する行為の是正を求める行政指導(その根拠

となる規定が法律に置かれているものに限る。) の相手方は、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠となる法律の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律に規定する要件に適合しないと認めるとときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならぬ。

第4章の2 処分等の求め

第34条の3 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する市長等又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の規定による申出は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書

を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) その他参考となる事項
- 3 当該市長等又は市の機関は、第1項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるとときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

